

# 日本オペレーションズ・リサーチ学会会則

## 第1章 総 則

**第1条** 本会の邦名を日本オペレーションズ・リサーチ学会、欧名を The Operations Research Society of Japan と称する。

**第2条** 本会の事務所は東京都中央区京橋1丁目2番地 大阪商船ビル 日本科学技術連盟に置く。

**第3条** 本会には分科会および地方支部を置くことができる。分科会および地方支部の設置および運営の規程は別に定める。

## 第2章 目的および事業

**第4条** 本会はオペレーションズ・リサーチの研究および応用を助成し、会員相互および海外との情報交換をはかるとともに、オペレーションズ・リサーチ・ワーカーの職業的能力の向上と、その権威の確立をはかり、オペレーションズ・リサーチの進歩と発達に貢献することを目的とする。

**第5条** 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1) 研究発表会および講演会の開催
- 2) 機関誌および図書の刊行
- 3) オペレーションズ・リサーチに関する図書、文献、資料の収集と整備
- 4) その他本会の目的に合致する事業

**第6条** 本会の機関誌は欧文の“The Journal of the Operations Research Society of Japan”および邦文の“経営科学”とする。

## 第3章 会 員

**第7条** 本会の会員は名誉会員、フェロー、通常会員および賛助会員の4種類とする。

名誉会員は本会に功労のあつた者および広くオペレーションズ・リサーチに関連する分野における学識経験者とする。

フェローはオペレーションズ・リサーチの進歩に関し顕著な貢献をなした個人とする。

通常会員はオペレーションズ・リサーチの研究または実施に関心を持つ個人とする。

賛助会員は本会の目的に賛同し、協力を希望する法人および団体とする。

**第8条** 前条の各種会員の地位は次の手続を経て承認されるものとする。

- 1) 名誉会員は理事会の推薦にもとづき、総会の議決を経る。
- 2) フェローは理事会の推薦にもとづき、フェローの同意を得て承認される。
- 3) 通常会員は会員2名の推薦により、理事会の承認を受ける。
- 4) 賛助会員は代表者を定め、賛助会員となる希望を理事会に申し出て、その承認を受ける。

**第9条** 会員は次の権利を有するものとする。

- 1) 本会の事業に関する通知を受け、その学術的会合に参加する。
- 2) 本会の収集、整備する図書類を、所定の規則に従つて利用すること。
- 3) 本会の機関誌に投稿し、またその配布を受けること。
- 4) 総会に出席し、投票に参加すること。
- 5) 本会への希望または意見を理事会に申し出て、その審議を求めること。

**第10条** 会員は次の義務を負うものとする。

- 1) フェローおよび通常会員は年額1,200円の会費を納入すること、入会の際には別に300円の入会金を納入すること。
- 2) 賛助会員は年額一口10,000円の会費を納入すること、ただし2回に分納することができる。

**第11条** 本会を退会しようとする者は、その旨を理事会に申し出て、その承認を受けるものとする。

会員で会費を滞納し、又は本会の名誉を傷つける行為をするときは、理事会の決議により除名されることがある。

## 第4章 役員

第12条 本会には次の役員をおく。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副 会 長 2名以内
- 3) 常務理事 若干名
- 4) 理 事 15名
- 5) 監 事 2名
- 6) 評 議 員 40名以上60名以内

第13条 役員を選任は次の手続きによる。

- 1) 会長および副会長は理事の互選による。
- 2) 常務理事は会長が理事の中から指名する。
- 3) 理事および監事は評議員会の互選による。
- 4) 評議員は総会において会員の選挙により選出する。

第14条 会長は理事会の推薦にもとづき10名の刊行物委員および会計幹事、庶務幹事、刊行物幹事を会員の中より委嘱する。

第15条 役員、委員および幹事の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は会を代表し、会務を統括し、会議を招集してその議長を勤める。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は会長の職務を代行する。
- 3) 常務理事は会長の指揮の下に常時会務を分担する。
- 4) 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
- 5) 監事は本会の事業および会計を監査する。
- 6) 評議員は評議員会を構成し、第20条に定める事項を審議する。
- 7) 刊行物委員は刊行物委員会を構成し、理事会の定める方針に従い本会の刊行物に関する一切の事項、および図書、文献の収集整備に関する一切の事項を運営する。刊行物幹事はこの委員会を補佐する。
- 8) 会計幹事および庶務幹事は理事会を補佐する。

第16条 会長、副会長、常務理事、監事、評議員、刊行物委員および幹事の任期は1年とし、重任を妨げ

ない。

理事の任期は2年とし、毎年その半数を改選する。理事はその任期中評議員の地位を失わない。会長および理事は重任できないものとする。

理事および監事に欠員を生じた場合は、第13条第3項の手続により補充することができる。ただし後任者の任期は前任者の任期による。

第17条 会長が必要と認めるときは、会務に従事する有給の事務員をおく事ができる。

## 第5章 会 議

第18条 本会の会議を総会、評議員会、理事会とする。

第19条 定時総会は年一回開かれ、次の事項を審議するものとする。

- 1) 評議員の選出
- 2) 会則の変更
- 3) 事業計画および予算、予算報告および決算の承認

理事会が必要ありと認める時、および会員の5分の1以上が請求する時は会長は臨時総会を招集する。

第20条 評議員会は少くとも年2回開かれ、次の事項を含めた本会の運営全般についての重要事項を決定する。

- 1) 研究発表会その他の会合の計画。
- 2) 会の資産の管理。
- 3) 役員を選出に関する事項。
- 4) 総会に提出する議案の承認。
- 5) 分科会、地方支部の設置および運営に関する事項。
- 6) オペレーションズ・リサーチの研究または実施に関して提出される賞に対する受賞者の推薦。

第21条 理事会は随時会合を行い、評議員会の決定した方針に従い会務を執行する。

緊急の場合理事会は必要な事業およびこれに伴う支出をなすことができる。ただし次回の総会の承認を得なければならない。

第22条 監事および前会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

**第23条** 本会の会議における議決は、特に定める場合を除き、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の時は議長が決する。ただし委任状による代理人の投票および議決参加を認める。

### 第6章 会計年度

**第24条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終るものとする。

### 第7章 会則の変更

**第25条** この会則は総会および理事会で出席者数の3分の2以上の賛成を得て変更することができる。

### 附 則

**第1条** この会則は1957年6月15日より施行する。

日本オペレーションズ・リサーチ学会では、毎年春秋に研究発表会を行う予定ですが、この際の発表講演の申込には下記書式による申込書を御利用下さい。また和文アブストラクトは400字詰原稿用紙1枚以内に執筆の上、下記の書式を添付して御提出下さい。

* 日 時	<b>日本オペレーションズ・リサーチ学会</b>		* 番 号
<b>講 演 申 込 書</b>			
氏名 (会員番号)		所	
		属	
題 目			希望時間 分
			* 決定時間 分

### 和 文 ア ブ ス ト ラ ク ト

* 日 時		* 番 号	
氏 名		所	
		属	
題 目			

(注意) a) 1 題目毎に別紙を用いること    b) \* 印は本会で記入する    c) 連名の場合登壇者は左肩に○印をつけること